別記１

開設日及び開設時間

開設日	開設時間
平日　原則　月 14 日間 税・国保　月～金曜日の間の月 14 日間 後期医療　月～金曜日の間の月 11 日間	午前９時から午後５時まで
夜間　月 12 回 税・国保　毎週月・木・金曜日に実施 後期医療　第２・第４木曜日 当該日が祝日に当たる場合等は、別の日を指定	電話催告 午後８時まで
土曜日　原則　月４日間 税・国保　毎週土曜日 後期医療　第３土曜日	午前９時から午後５時まで